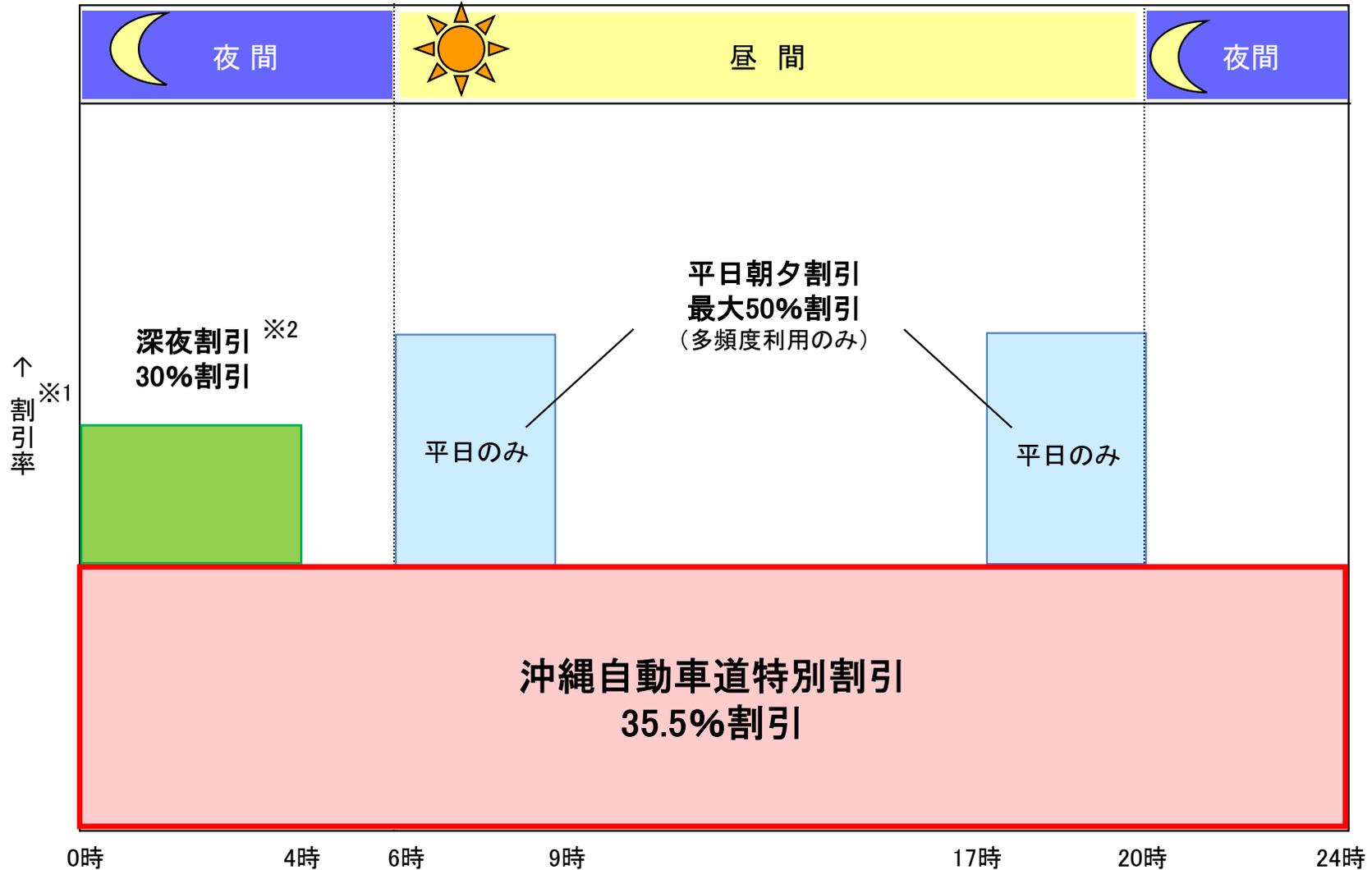


沖縄自動車道の割引について

別紙

○ ETC車に対する沖縄自動車道特別割引(35.5%割引)について、令和9年3月31日まで継続。
※非ETC車(現金車等)には割引が適用されません。



※1 割引後料金に、「マイレージ割引」または「大口多頻度割引」が重複して適用となります
(「マイレージ割引」または「大口多頻度割引」の適用にあたっては事前登録が必要です)。

※2 令和8年度以降に見直し予定【割引対象時間帯の走行分のみ3割引・割引適用時間帯を22時から翌5時に拡大】